

生活福祉保健委員会記録

- 1 期 日 平成20年10月17日（金）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香
副委員長 森川家忠
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委員 林 正夫

5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

6 報告事項

[環境県民局]

- (1) 「広島発・ストップ地球温暖化 県民運動」におけるエコカレンダーの配布等について

[健康福祉局]

- (2) 児童虐待防止推進月間における次世代育成支援の取組について
(3) 高齢者医療制度に関する国の検討状況について

[危機管理監]

- (4) 防災対策に関する基本的な条例について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 質疑・応答

○質疑（辻委員） まず、きょうの説明資料で、児童虐待防止月間についての説明がありました。児童虐待防止についての県の取り組みの状況、あるいは現状認識、そのあたりを最初に聞いてみたいと思うのですが、児童虐待の相談件数について、昨年

の本県の相談件数は何件であったのか、それから、全国では何件であったのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○答弁（こども家庭課長） 平成19年度の相談件数でございますが、まず、全国の相談件数は4万618件でございます。広島県は1,580件でございます。

○質疑（辻委員） 10年前ー平成10年度の件数は、全国で6,932件、広島県で149件ということで、平成19年度は10年度と比較して、全国が大体5.9倍、それから広島県では10.6倍と相談件数がふえているという現状があるのですけれども、こういう現状について、どう受けとめておられるのか、現状認識についてお聞きしたいと思います。

○答弁（こども家庭課長） 児童虐待相談というのは、非常に埋もれている部分が多くございまして、なかなか把握しにくいという現状があります。児童虐待防止法ができましたのが平成12年で、実際に虐待があった場合のみならず、おそれのあるものも含めて虐待を広くとらえた改正が行われましたのが16年度でございます。

こういった増加している状況に、私どもも非常に危機感を持っておりましたので、さまざまな対応を行ってまいりました。まず1点目は、児童相談所の体制強化・充実を行ったということでございます。平成14年度に広島と福山に児童虐待対応班を設置し、平成17年には児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合し、こども家庭センターという形で設置し、平成16年は3センターで職員数67人のところを、10人ふやして77人とし、平成18年、19年、20年と徐々にふやしていき、20年度は84人といたしました。

さらに、全国的にもなかなか常勤の精神科医の配置は難しい状況があります中、17年には精神科医の配置を行って、体制の強化・充実を図ってまいりました。

2点目は、虐待相談は虐待が起こってしまった場合の緊急対応も必要ですが、起こらないように予防するということが非常に重要でございますので、地域との連携強化や地域人材養成を、広島県の場合、熱心に行ってきております。

具体的には、平成17年にこども家庭センターができましたときに、広島のセンターに人材育成機能を持たせ、17年度はセンターでの研修を60回、地域へ出向いていく出前研修を60回と、非常に頑張って研修いたしまして、それ以外に県全体で会議を行うものが年3回、地域ごとの会議が年18回と密度濃く行っております。とにかく地域との連携や関係機関との連携を強化し、地域における見守りや援助を日常的に行うことができるよう、そして何かあったときはすぐにこども家庭センターにお知らせいただけるような仕組みづくりを熱心に行ってまいりました。

○質疑（辻委員） それで、今説明がありましたように、相談体制の強化は非常に大事な点で、その点でも県の取り組み状況をお聞きしました。児童福祉司の配置状況について、いただいた資料によりますと、20年度について言いますと、人口170万人に29人、大体5万5,000人に1人という国の交付税措置の配置基準に対して、広島県の場合は33人ですので、これは十分満たしていると思いますが、児童福祉司1人当たり、どのぐらいの相談件数に今なっているのでしょうか。

○答弁（こども家庭課長） 件数でございますが、子供に関するすべての相談を受けておりますので、保健相談、障害相談、適性相談、しつけ相談を除きました相談件数で言いますと、大体、児童福祉司1人当たり100件前後でございます。

100件の相談に対する援助内容は1回から数回の助言で終わるものもあれば、長期にわたって緊密に家庭や関係者を訪問調査したり、地域との連携を図りながら持続的な指導を行う児童福祉指導といった措置をとるときもございますので、1件当たりの軽さとか重さ、かかわり度合いの深さも非常に異なります。

○質疑（辻委員） 件数とすれば、相当多いと私は今思ったのですが、そういう件数で現状として十分対応できているのかということなのですかけれども、その点はどうなのでしょう。

○答弁（こども家庭課長） 確かに委員がおっしゃられますように、そういった部分がございますので、職員もふやし、それから、地域人材の養成ということで、特に今年度は高度な専門的な知識を持つ児童福祉司養成講座を開きまして、市町の方28人が受講されました。

それと、弁護士や臨床心理士の方を3センターに登録して、市町にアドバイザーとして派遣するといった事業も行っておりまして、そのあたりは工夫をしながら、対応できるよう努めております。

○質疑（辻委員） といいますのは、警察庁から平成20年の上半期の少年非行等の報告が出されているのですけれども、それを見ますと、児童虐待事件で検挙件数が上半期で162件と、これは5年前と比較して1.7倍にふえているのです。それから、児童虐待事件で児童が死亡した件数ですけれども、上半期で29件、29人が亡くなっているという結果が出されているのです。これは、昨年と比べて11人も多い、1.6倍にはね上がっているということから、児童相談所に相談をした後の対応等、十分なフォローができたのかということ懸念しているわけです。

ことし3月の毎日新聞の報道によりますと、2006年の児童虐待死100件のうち83件が児童相談所や市町村が関与しながら支援が不要というような判断をされて、結局十分手が打てずに死亡している、100件のうち約8割です。そういう状態になって、現場の対応力が今改めて問われているわけですが、その点、現場の対応は今の状況で十分なのかということ、改めてもう一度お聞きしたいと思います。

○答弁（こども家庭課長） 非常に痛ましい事件が起こっている状況でございますので、そういった意味合いでも体制強化を図るといったことをしておりますし、今、こども家庭センターというのは24時間開いている状況で、48時間以内に安否を確認するということを行っております。

幸いといいますか、広島県の場合、余り死亡事件というのは出てきていませんけれども、先ほど委員がおっしゃられました警察との連携も、特に強化をしております、ここ2～3年は非常に緊密な連携をとっており、警察と一緒に立入調査を行うなど迅速な対応が可能な状況でございます、何とか痛ましい事件は起こらない

ようにと思って努めております。

- 要望・質疑（辻委員） 先ほど来説明がありましたように、地域との連携、関係機関との連携とか、子供たちを見守る体制をきちんとしていくという点で、やはり県としては児童福祉司を初めとする、こども家庭センターの果たす役割が極めて重要だと思いますので、この児童虐待防止推進月間の期間に大いに県民にもPRし、協力態勢も求めながら、県としても体制的にも人員の強化、予算の増加を図っていかれますことを要望しておきたいと思います。

もう1点、先ほど、高齢者医療制度に関して国の検討状況についての説明がありました。これに関連して、幾つか質問をしておきたいと思います。

この委員会でもたびたび取り上げてきています後期高齢者医療制度については、先ほどの説明でも幾つか問題点が出されていますけれども、この制度については、高齢者からの不満の声といますか、批判の声といますか、そういったものはどのように県としては、今掌握されていますか。

- 答弁（医療保険課長） マスコミ等でいろいろ後期高齢者の医療制度に係る問題を聞いています。例えば、保険料を命の糧である年金から天引きするのはもってのほかなど、さまざまなことを聞いております。

もう一つ、後期高齢者医療に関する行政処分について、住民から不服審査を受ける機関である審査会を持っており、10月初めにも集団で審査請求があり、直接的に請求者の方からお話を伺いました。

- 質疑（辻委員） それを聞かれて、この制度についてどのように感じられていますか。

- 答弁（医療保険課長） 保険料については、地域のばらつきがあるのですが、現時点で保険料がふえたという声は一部の地域ではございますが、まだそれほど聞いておりません。また、やはり75歳以上で他の医療保険と区分されていたこと、このあたりの感情的な痛みが相当多いのだろうという気がしました。

- 質疑（辻委員） 感情的な痛みだけの何か悩みのようなのですが、この制度で保険料は2年ごとに改定されていくようですが、これはずっと2年ごとに保険料がどうなりますか。

- 答弁（医療保険課長） 委員がおっしゃるとおり、2年に1回保険料を見直すということになっております。御存じのとおり、高齢化がますます進展しています。高齢者の占める割合が今後ふえていく全体の仕組みの中では、改定ごとに保険料がかなり上がっていくという危惧はございます。

- 要望・質疑（辻委員） 危惧ではないです、上がっていくのです。そこは、そういう言葉のごまかしをはいけません。今言われたように、財源構成から見て、保険者はふえていくわけですから、自動的に上がっていきます。

今回、うちの小池政策委員長が出しましたように、保険料については、2008年に6,000円だったのが、2015年には8,000円、2025年には1万3,000円と、ずっと上がっていくようになっているのです。自動的に上がっていくということを、国会で質問

して、舛添厚生労働大臣は何とも言えなかったのです。こういう状態をもう認めましたけれども、これは上がっていくのです。

それから、先ほどこの制度についての批判とか、不満について、何か75歳で区分されて感情的な痛みとか、幾つかのことを言われましたけれども、これは先ほどの説明にあった高齢者医療制度に関する検討会で出されたもので、舛添厚生労働大臣がつくった資料です。

ちょっと紹介します。75歳専用バス、いいバスだと思ったのだけれども、こんなに不満がある、料金も勝手に天引きされる、年寄り向きに工夫されていると思うけれども、行き先はうば捨山か、早く死ねというのか、こういうふうなことを言っている制度です。

こういう制度を本当に導入したということについて、批判と不満の声が出るのは当然です。こんな制度が本当に許されていいのかというのが、今大きな問題になっています。その点をしっかり県としても受けとめなくてははいけない。これは実際政府が出した検討委員会の資料ですから、うちがつくったものではありませんので、よくこれは検討してもらいたい、よく受けとめてもらいたいと思います。

それでもう一つ、この際お聞きしておきたいのですけれども、7割の方の保険料が安くなるというようなことを国の方は言っていますけれども、どういう根拠でそんな説明をされたのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（医療保険課長） 一部の委員の方には6月の委員会で説明をさせていただきました。この厚生労働省の調査は、5月から6月にかけて調査をされました。これは、悉皆調査ではございませんが、モデル的に行っております。

19年度の国民健康保険の保険料と、20年度の後期高齢者医療制度の保険料の比較調査をしております。これは、単身世帯、それから夫婦世帯、それと同居世帯など、4つの世帯区分と、基礎年金世帯、厚生年金世帯、高所得世帯、3種類の収入区分を組み合わせた12のモデル世帯について、19年度の国民健康保険料と、20年度の後期高齢者医療制度の保険料の変化を全市町村対象に調査して、モデル世帯別保険料額の変化の状況に市町村別の集計を加えて、平成18年度の国民健康保険の実態の調査から作成した都道府県別のモデル世帯別所得分布を当てはめ、世帯に応じた保険料の額の変化の状況を推計したものでございます。

これによりますと、本県の保険料が減少する世帯の割合は、委員が最初に言われましたように76%、全国平均の69%を上回っているという結果が出ております。

○質疑（辻委員） それは、モデル的にそういうものを抽出して、机上で計算したものでよろしいですか。

○答弁（医療保険課長） 私もこの調査が、どこまで実態を正確に反映するものかということは承知しておりませんが、ただ、政府の方の説明では、これは統計学者に助言をいただいて、相当現状に近い数字が出るはずだという統計上の裏づけはあるようでございます。

○質疑（辻委員） 政府の説明であって、別にサンプル調査をして、実態にそれが即しているかどうかという調査はしていますか。

○答弁（医療保険課長） 悉皆調査、全体はまだいたしておりません。

○質疑（辻委員） そうなのです。政府は非常に無責任に、そのモデル的にこの調査を算出して、それで統計処理をしたからというようなことで、実際、どうなのかというサンプル調査も全然行わずに、事前にしたもので、本当に実態に合っているかどうかというのは検証できていないと思うのです。そういうものを根拠にして7割減だというのは、全く無責任な説明のあり方だと言わざるを得ないと思うのです。

そういうところから、やはりこの制度そのものは廃止をしていくということを国に提案すべきだと思うのです。だから、県としても不服審査請求で課長も実際の後期高齢者の方からの意見をお聞きになりました。いろいろな問題が含まれていることは、知事等も承知していると思うし、今指摘したような内容からしても、やはり国に対して必要な提案を行ってまいりたいというのであれば、改めてまた聞きますけれども、これは国に対して廃止すべきだという提案を行えばいいと思うのですが、どうですか。

○答弁（医療保険課長） 県といたしましては、以前からの認識と同様でございますが、高齢化の進展等により医療費の増加が見込まれる中、国民皆保険制度を堅持して、将来にわたって安定的で、持続可能なものにするためには、現在の後期高齢者医療制度の骨格は維持しながら、必要な解決方法を考えることがよろしいかと考えます。

○意見（辻委員） 一つもよろしくない。よろしいというのは、国の言い分をそのまま受けてのやり方なのですけれども、今お話ししましたように、この政府が出した、舛添厚生労働大臣がつくったこの資料からしても、行き先はうば捨山というような、そういうことを言わしめる制度は、やはり廃止をしていく。やはり、私は県民の健康、それから福祉を守っていく立場からしたら、国に大いに勇気を持ってそういう提案をして元に戻すと言うべきだと思うのです。

この問題については、いろいろと議論していますけれども、高齢者を差別する、高齢者を犠牲にしていくような制度であるという点からも、国に対して勇気を持って県として廃止をすることを求めるという提案をすることを、私の方から求めまして終わりたいと思います。

○質疑（蒲原委員） 環境県民局の資料番号1、エコカレンダーの配布等について、ちょっとお伺いしたいのですが、配布対象は県民、企業、学校などとなっていますけれども、2万部をどういう形で配布するのか、配布場所は書いていますが、その辺を少し聞かせていただきたい。

○答弁（環境政策課長） 今、市町に対して何部必要ですかということを照会しております。それによりますと、大体、各市町で500から1,000部という要望が来ておりますので、1万部ぐらいは市町を經由して市民、町民に配っていただくこととなります。

次に、大体5,000部ぐらいをスーパーの協力を得て配布しようと思っています。

それから、シンポジウムの会場であります。それ以外につきましては、個別に欲しいと言われる方がいますので、そういう方の要望も受け付けております。

○質疑（蒲原委員） スーパーでの配布については、どんな方法で行いますか。

○答弁（環境政策課長） スーパーでは、一応、エコカレンダーの説明のついた専用ボックスを設置し、買い物に来た方に持って帰っていただくというイメージで今は考えております。

○質疑（蒲原委員） これは、何かノルマがあるのですか。こういうことをつけて、それできちんと返さないといけないというのはあるのですか。

○答弁（環境政策課長） ノルマといいますか、最後のページでモニターを募集していますので、できれば応募をしていただき、登録していただいた方には、毎月の情報を送っていただいて、その中から何名かには特典をつけるということを思っております。

必ずモニターに応募というところまでは義務づけておりませんが、より多くの方にモニターになっていただきたいと思っております。

○質疑（蒲原委員） 希望者には、何か着払いでお渡しするというので、整理番号を用意したらいいのでしょうかけれども、もっと希望者がふえたら、部数をふやしていくような気持ちは持っていらっしゃいますか。

○答弁（環境政策課長） 増刷が必要になればうれしいところなのですが、仮に今の部数で足りなくなった場合、数が多い場合は、実費負担をいただければ可能かなとは思っております。県の予算の追加というのは、現時点では、その状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○要望・質疑（蒲原委員） いずれにしても、そういう目的が達成できるようにしっかり頑張ってくださいと思います。

今、社会問題になっておりますけれども、福祉や介護職場で働く人は、非常に閉口しているということが言われております。その要因は、労働の割には余りにも報酬が厳しいということで、大学によっては、先般新聞にも出ておりましたけれども、募集する学生が集まらないというぐらい深刻になっていると伺っております。

来年は、いよいよ介護報酬の見直しが行われる年だと言われておりますけれども、広島県の実態で、県としてきちんとその辺の措置を調べていらっしゃるか、また、その辺の資料というのは把握していらっしゃるのでしょうか。これは、余りにも深刻な問題ですから、もしわかったら教えてもらえますか。

○答弁（地域福祉課長） 介護報酬が低いというお話を聞いておりますが、その実態というものは、実はまだ把握いたしておりません。ただ、施設の方等から、非常に離職が多いというようなこと、あるいはやはり職場に魅力がないとか、将来の見通しがないとか、あるいは逆寿退職といいますか、男性の介護福祉士の方が結婚を機に報酬が低いということでやめられるというようなことをお聞きいたしております。

そこで、介護の日というものもつくってございまして、キャンペーンを張りながら介護というのはすばらしいものであるというようなことを訴えて、そういう方を確保するというようなこと、それとも一つおっしゃるように、魅力ある職場にするためには、やはり財源的な裏づけが必要であろうと、その辺も含めまして、見直し時期も来年になっておりますので、国への提案等もいたしておりますし、介護職が魅力のあるものになるように、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○質疑（蒲原委員） 県内の介護職場とか、施設がきちんと把握していらっしゃると思うのです。そこで、何人働いていらっしゃるって、どういう状況になっているということはしっかり県として把握する必要がある。最近、施設の方では人が集まらない、ある一定の期間働いて、もう将来展望がないから、これはやめざるを得ない。そこでずっと働いていても、賃金はほとんど上がらない。しかも、結婚しようにも、したとしても生活ができないぐらいの賃金しかもらえない。そんな状況がずっと続くようでは、高齢者にとっても、そういう施設で介護を受けられなくなるという不安があると思います。地方の時代ですから、国の言いなりでなく、やはりもっと県が主体的にリーダーシップをとり、こんなことでは困るということを言わないといけない。行政ですから、国がつくった法律には従わないといけないのですが、おかしいことはおかしいと、改めることは改めてほしいということ、しっかり地方から国に対してもっと大胆に行わなかったら、後期高齢者医療制度と同じように、県民の皆さん方は不安だと思うのです。

大学に行き、夢と希望を持って勉強して、よしと思って出て行って、現場に入ったら、このようなとんでもない状況で、とても長く働けないというのは、これは非常に気の毒だと思います。そういう点について、どうですか。

○答弁（地域福祉課長） 今、委員がおっしゃいますように、先ほども申し上げましたが、そういう介護の現場にいろいろな問題があるということは、よく認識いたしております。

それで、県の主要事業提案とか、あるいは知事会等におかれまして、そういう問題を今洗ってございまして、さまざまな問題につきまして、厚生労働大臣との懇談といったことも予定されているようでございます。その辺も含めまして、介護の見直しをしていただき、報酬というだけではなくて、先ほど申し上げたように、介護というものはすばらしいものであり、またいずれ皆そういうお世話になるときが来るわけでございますので、そのときには困らないように、社会的な地位を含めて、もっと介護を啓発することに取り組んでいきたいと思っております。

○要望（蒲原委員） 今おっしゃったように、やはりそこで一生本当に自分が骨を埋めてしっかり頑張ろうという気持ちになれるような職場になるように、いろいろ改善しなければならないところは、しっかり改善してあげないと、これは長続きしないと思います。

介護制度そのものがつぶれてしまう危険性もあると思うのですが、しっかり自治

体というものを大切にするような方向で国にもきちんとした提案をしていただきたいと思います。

○質疑（川上委員） 市町村が認定していると思うのですけれども、介護認定がどんと落ちてしまって、要介護5だった、もう1カ月で亡くなりそうな人が要介護3になっている。実を言うと、うちの妹は介護の仕事をしており、きのうまで介護5が何でこうなるのだろうか、おかしいと言っています。本人も非常に困っているということで、これは1週間に3時間行っていたのが1時間しかいけなくなる。そのために、一つは報酬がどんと落ちる。もう一つは、僕は思うけれども、国がやはり大幅に医療費削減、福祉の削減をしている、これは、国のやっていることで、あなたに余り責任はないかもわからないが、非常にそうした介護現場は混乱しています。

だから、僕は地方自治体として、やはり市町村を含めて、もっとよく現場に行ってみて、きちんと認識していないといけない。これは、魅力がないのは、現実は今言われたようなことではないと思う。

現実には、どんどん介護料が減ってしまって、行っても飯が食えない。僕のことを言っただけで悪いけれども、僕の妹は毎日頑張っている、以前は22～23万円もらっていたが、今は幾ら頑張っているにしても12～13万円しかない。同じ時間行っているのですが、この1年半ぐらいで、半分になった。

そういった実態を、やはり県もしっかりととらえ、そして対策についてきちんと行っていたかかないと、僕ももうすぐ介護を受ける身なのですけれども、今言われているようなことでは、私はちょっとおかしいと思う。

確かに国がということはわかるけれども、その中で地方自治体がどれぐらいできるか、これはいっぱいあると思うのです。その辺は認識を変えて、現場をきちんと見てあげないと、僕は今の答弁、議論はおかしいと思うのですが、どうですか。

○答弁（地域福祉課長） 介護の現場ということでございますけれども、確かにお聞きいたしますと、特に本県のような場合は、過疎地域等を含めておりますので、例えば移動時間等がカウントしていただけないということもございます。そういうふうなことでございますし、それから認定等がいろいろと変更になって、介護報酬等の問題になるのだらうと思っておりますけれども、一応、そういうものをどのようにするかというところから、対象者はふえていく、報酬は上げられない、介護保険料は上げられないというような実態の中でどういうふうにするかということでございます。先ほど申し上げましたように、いずれ我々もお世話になることになると思いますので、人材も含めて、あるいは夢があって、人も確保でき、それから皆さん介護を受けられる方も満足されるというような、地域の実情を踏まえたような改定を含めて、報酬の改定をしていただくようお願いしているところでございます。もっと魅力のある職場、あるいは職種にしていく必要があると思います。

○要望（川上委員） どんどん制度が変わって、例えば今まで掃除していたのを、きょうから掃除してはいけませんとか、どんどん対応が変わって、現場は非常に混乱し

ているのです。

行政は、きちんとそこを見極めていただきたい、きちんとした見解も出してないし、僕も施設の取り消しがあったところをいろいろ立ち会った現場もあるのですが、けれども、本当に県が言うのと、市町が言うことが違ったり、まだ混乱していると思います。もう、何年もなるのに、その辺も含めて、広島県はもっとしっかりとそういう対応ができるようにしないとイケない。もちろん、国の制度の中で行っているのですけれども、県の対応というの、現場がぐしゃぐしゃになっている一つの原因だろうと思います。

もっと、その辺をしっかりと把握して、そして現場で本当に介護がきちんとみんな気持ちよくできる環境づくりも必要だと思いますので、診療報酬を含めて、ひとつよくその辺のことを研究されて頑張ってくださいように言っておきます。

○質疑（辻委員） 蒲原委員も、それから川上委員も、重要な指摘だと思うのです。課長の説明でも、夢があって、すばらしい現場だという思いを持って就職された方が離職している。大体、離職率が20数%だと聞いております。これは、一般の企業とか職場の離職率から言うと、相当深刻な状況になっているのです。

その一つの大きな原因が、介護の報酬です。職員になっての報酬単価が非常に低いということです。しかし、現場はきついと、きつい割には、なかなかそれに見合う額の十分な報酬単価でもない。今、全労働者の平均給与が大体36万円台だと聞いていますけれども、それと比較して、大体20数万円、今言われたように、年齢が低いと10数万円ぐらいの給与しかもらえないと、それではもう食べていけない。今、どういうふうに言われているかという、官製ワーキングプアと言われているらしい。いわゆる介護現場の労働者の方の実態というのは、本当に働いて食べるだけだという状態で、本当に夢と希望を持って、若い方々が将来展望を持ってないということで離職していかざるを得ないということで、大いに社会問題になっています。

これは、私は非常に重大な問題だと思っているのですけれども、県は国に対して提案するというので、報酬単価を引き上げるというようなことをお願いすると言われていたようですが、ちょっと実態を調べたらどうですか。介護の報酬の状態はどうか、離職率はどうかということを、県下の介護施設の実態調査を幾つか、項目はそんなにたくさんでなくてもいいと思うのですけれども、本当にこの報酬単価でいいのか、こういう離職状態を許していいのか、現場の状況に対して、どういうふうに今要望を持っておられるのか、そういった声を、やはり県として実態をしっかりと握り、改善を政府にしっかりと求めていくということをおやりになる必要があると思うのです。

そういう点で、実態調査をおやりになったらどうかと思うのですけれども、どうですか。

○答弁（地域福祉課長） 経営団体あるいはそういった方からのお話等では、そういうことをお聞きいたしております。それから、商工労働サイドあるいは国の労働サイ

ドの方の統計等によりますと、委員がおっしゃいましたように、施設系の方の従事では30%、それから通いというか、パートといいますか、その訪問介護系の方が大体20%弱ぐらいというような離職率でございまして、一般の職種の離職の方と比べますと、はっきり覚えておりませんが、たしか他の職種は平均で10%台の半ばぐらいだったと思いますので、そういたしますと、特に施設系の方は相当多いということで、私どもといたしましても、施設系の離職率が3割ぐらいというのは問題だと思っておりますので、その辺の実態の把握等につきまして、どのような方法でやるのがいいのかということもございすけれども、把握をしていきたいと思っております。

○要望（辻委員） ぜひ、実態調査をしていただきたいと思うのです。本当に、現実をつかむ、今言われたように、さまざまな資料を駆使して行う方法もありますけれども、職場の現実をつかむような実態調査をぜひお願いしたいと思っております。

この問題については、また、私も、私なりの資料を持って委員会で議論したいと思っておりますので、きょうは実態調査の要望としておきたいと思っております。

(4) 閉会 午前11時36分